

夜間特別勤務手当の誤支給について

1 発見の端緒

夜間特別勤務手当の誤支給の調査（H24.10.9）により現在の支給（年繁のみ深夜勤務を行っている郵便局は平成23年12月分調査）状況の確認を実施したところ、2局5名が誤支給と判明。

これを受けて全局に対し5年間遡り調査したところ、現在は正当支給であるが、前年度以前に誤支給となっていた局が1局、誤支給者18名が判明した。

2 原因

夜間特別勤務手当（①1勤務当たりの支給額×回数、②4回連続加算、③1勤務指定の回数加算）のうち、業務支援システムには②及び③を手入力することとなっている。

①については、あらかじめ、総合人事情報システムの勤務符号設定画面で日別特勤手当を割り振っておくことにより、自動的に手当額が計算されるため、業務支援システムに手入力不要であるが、①についても業務支援システムに手入力したことにより、手当が二重計上されたもの。

3 誤支給の状況

調査時誤支給であった局

2局 計5名 計50,600円（過払）

前年度以前誤支給であった局

1局 18名 計5,340,700円（過払）

4 その他

- (1) 誤支給のあった局に対しては、平成24年11月26日に本社より精算方法に関する指示文書を発出済。
- (2) 当該局に対しては、平成24年11月26日に再演防止を図るようチェックする体制を確立するよう指導済。
- (3) 全局に対する事故防止の注意喚起として2月期に給与事務担当者を対象とした事務講習会を開催する予定。